

## 米国における県産品の販路拡大支援・魅力発信事業業務委託 業務仕様書

### 1 目的

人口減少や高齢化に伴い国内の飲食料の市場規模が縮小する中、日本食がブームとなっている海外では、日本産の飲食料の需要が拡大傾向にあり、日本の農林水産物・食品の輸出額は13年連続で過去最高を更新しています。

こうした状況の中、さらなる輸出拡大をめざすため、全国知事会と連携し、日本産の農林水産物・食品の輸出先1位であり、三重県の県産品の輸出先としても増加傾向にあるアメリカをターゲットにプロモーションを行うことで、県産品の販路拡大支援や魅力発信を図ります。

### 2 業務名称

米国における県産品の販路拡大支援・魅力発信事業業務委託

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### 4 業務概要

(1) 対象行事（Ⅰ～Ⅲの3つのイベントを予定）

#### Ⅰ 「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」【BtoC】概要

- 会期：令和8年10月23日（金）12時～19時  
24日（土）11時～20時  
25日（日）11時～18時
- 会場：ニューヨーク「Japan Village」(934 3rd Ave, Brooklyn, NY 11232)
- 主催：一般財団法人自治体国際化協会（クレア）、全国知事会
- 内容：食料・飲料品の展示即売、試食・試飲等
- 開催形態：「2026 Japanese Food Expo」の開催会場内での実施となり、参加希望県が各ブースを出展
- 三重県ブース：2テーブル（1テーブルの大きさ：183cm×76cm）
- オープニングイベント：10月24日（土）12時～13時に実施予定（詳細未定）
- 過去の開催実績等：
  - ・日本ふるさと名産食品展  
<https://economy.clair.or.jp/activity/exhibition/>
  - ・Japanese Food Expo  
<https://japanfoodculture.org/promotional-events/japanese-food-expo/jfe-2025>

#### Ⅱ 各県と現地バイヤーとの意見交換会【BtoB】概要（予定）

- 日程：令和8年10月23日（金）12時00分～13時30分
- 会場：「Japan Village」近接会場
- 内容：県産食材を使用したメニューの提供（20名分を想定）、県産食材のプレゼンテーション、意見交換など

### Ⅲ ビジネス商談会【BtoB】概要（予定）

- 日程：令和8年10月23日（金）14時00分～17時00分
- 会場：「Japan Village」近接会場
- 招待者：①レストランオーナー、シェフ（日本食、現地チェーン系等）  
②小売店のバイヤー（日系、アジア系、米系）  
③インポーター、ディストリビューター（日系商社等）
- 商談形式：バイヤー側が各事業者ブースを任意に訪問する自由商談形式

## (2) 業務内容（イベント別）

### <Ⅰ「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」【BtoC】に係る業務について>

#### ①三重県ブースの運営

- ・ 県との契約締結後すみやかに「Ⅰ 食品展」に出展する事業者を決定すること。
- ・ 決定にあたっては以下の内容に沿ったものとするとともに、県と十分に協議しながら、「Ⅰ 食品展」の三重県ブースを運営すること。

#### ■出展事業者数

4事業者程度

※1テーブル最大2事業者まで、1テーブルにつき最大6品目まで。

※現地ニーズを考慮し、本食品展に出展することが効果的と見込まれる品目とする。ただし、伊勢茶、水産物、菓子は必須で含めること。

#### ■出展対象

下記のいずれにも該当する事業者

ア) 食料・飲料品を製造または販売する三重県内の法人・団体（卸売業者は除く）

イ) 出品商品を製造・加工・包装・保管する施設がアメリカ食品医薬品局（FDA）に有効登録されている事業者（または本食品展開催時点で確実に登録できる見込がある事業者）

ウ) 「Ⅲ 商談会」にも参加できる事業者であること。

#### ■出展者に関する要件

- ・ 出展事業者自身の参加を前提とするが、事業者が参加できない場合は受託者が販売及び商談を代行すること。
- ・ 商品の販売や試食・試飲の提供ができること。また、そのための商品サンプルを無償で用意できること（主催者は3,000食分を推奨）。
- ・ 本食品展への出展及びその後の米国販路開拓に向けた現地法律・規制等を理解し、適切な対策を行うこと。
- ・ 米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報開示が求められるため、所定の書類（申請書、誓約書、製品規格書、製造工程表、米国栄養成分表等）を提出すること（様式、提出方法、期限等は等別途連絡）。
- ・ 自社のWEBサイト（英語）がある、もしくは出展に向けて作成すること。（Facebook、Instagram等SNSも可。商品説明、原材料等について、広報等に使用することを想定。）

### ■出展者に関する要件（続き）

- ・ 開催期間中に予定されている行政側のプロモーションイベントに協力できること（イベント内容は調整中）。
- ・ その他、県や受託者からの要請に対しすみやかに対応できること。

### ■出品商品に関する要件

- ・ 日本国内で生産・製造された食料・飲料品であり、かつ制度上米国へ輸出可能な商品であること。  
※常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれでも可
- ・ 開催日時時点で最低2～3か月以上の賞味期限を有している商品であること。  
※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約6～7ヶ月程度が必要
- ・ 出品商品を製造・加工・包装・保管する施設が、アメリカ食品医薬品局（FDA）に有効登録されていること。  
※登録番号を提出（申込時点で登録されていない場合は、登録見込を示すこと）
- ・ 以下の枠内記載の「出展除外商品」に該当しない商品であること。  
※今後変更となる場合がありますので予めご了承ください。

- ・ 肉類（肉エキス・ゼラチン等を含む）  
※ただし、すでに米国向けに輸出実績があり、商流が確立している場合は対象とする。
- ・ 卵を含む商品（加熱焼成されたものは可。例：焼き菓子、焼き生地等）
- ・ 頭と内臓が除去されていない魚加工品
- ・ 乳製品（加熱したものは可）、乳製品を含む商品（生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可。）
- ・ 野菜、果物の一部（加工品を除く）
- ・ 生鮮品
- ・ ステビア、紅麹、くちなし、紅花、銅葉緑素、マリーゴールド、赤色（100番台）等の一部の着色料を含む商品（その他合成着色料においては、FDA許可色素（赤3, 40、黄5, 6、青1）は可）
- ・ 酒・アルコール飲料  
※ただし、すでに米国向けに輸出実績があり、商流が確立している（いわゆる「ラベルが登録済み」の）場合は対象とする。

### ②オープニングイベントの対応

- ・ 公告時点において食材や通訳の手配は不要であるが、主催者により実施内容を検討中のため、今後の対応は、後日、県と協議のうえ決定すること。

### < II 各県と現地バイヤーとの意見交換会【BtoB】に係る業務について >

- ・ 三重の魅力を存分に発信できるような県産食材等を手配すること。なお、想定する県産食材は以下のとおり。  
【県産食材】 県産和牛 3kg
- ・ 公告時点において料理人や通訳の手配は不要であるが、主催者により実施内容を検討中のため、食材の内容や数量、輸送スケジュール、その他必要な対応については、後日、県と協議のうえ決定すること。

### <Ⅲ ビジネス商談会【BtoB】に係る業務について>

- ・ 「Ⅰ 食品展」に出展する全ての事業者が参加することとし、出展事業者がスムーズに商談を行えるよう、商材に合わせた商談方法を提案するなど、出展事業者のサポートを行うこと。
- ・ 公告時点において自由商談形式を想定しているため、「Ⅲ 商談会」開催中は1事業者につき日英通訳者1名を手配すること。後述する「(3) 業務内容(イベント共通) ④通訳等の手配」を参照。

#### (3) 業務内容(イベント共通)

##### ①事業全般の運営管理、調整

- ・ 県が3つのイベントに出展するにあたり、全体スケジュールを県と協議のうえ作成すること。
- ・ 事業全般について県や関係者と十分に協議のうえ進めるとともに、スムーズかつ効果的な出展に向け、県や関係者、出展事業者と調整のうえ運営管理を行うこと。

##### ②出展に向けた調整及び出展事業者のサポート

- ・ 各イベント出展にあたり、出展事業者から県や主催者に書類等を提出する必要がある場合は、遅滞なく出展事業者から提出させること。
- ・ 各イベントの出展商品やサンプル、試食・試飲提供品は、輸出に必要な事務手続き等を行い、販売や商談が可能な状態にすること。輸出にあたり出展事業者が書類作成等を行う必要がある場合は、必要なサポートを行うこと。
- ・ その他、出展事業者が各イベントに問題なく出展できるようサポートするとともに、県や関係者からの連絡事項の伝達や、連絡調整を行うこと。
- ・ 必要に応じて、各イベント終了後の商談や取引のサポートを行うこと(令和9年2月末を目安に)。

##### ③輸送の手配、出展商品等の保管・管理

- ・ 出展商品やサンプル、試食・試飲提供品、販促物等の輸送は、正規の手続きを踏んだうえ合理的かつ適切な方法で行うこととし、各イベント会場へ期日までに確実に到着させること。また、到着後、各イベント終了まで保管・管理を行うこと。なお、想定する輸送スケジュールは以下のとおり。
  - 8月下旬：日本出航(船便)
  - 9月下旬：ロサンゼルス港到着・通関
  - 10月中旬：ロサンゼルスからニューヨークへ輸送
- ・ 輸送及び保管中は、出展商品の品質管理を徹底すること。
- ・ 各イベント終了後、余った出展商品等は廃棄処分等を行うとともに、販促物は日本へ返送するなど、適切に対応すること。
- ・ 「Ⅰ 食品展」及び「Ⅲ 商談会」に使用する商品等の輸送・保管に要する経費は、出展事業者の負担としてよい。

##### ④通訳等のスタッフ手配

- ・ 「Ⅰ 食品展」開催中は三重県ブースに業務責任者が常駐し、販売等のフォローを行うこと。

- ・ 販売や商談の対応が可能な能力を有する日英通訳者を次のとおり手配すること。  
   [I 食品展] 少なくとも2名  
   [Ⅲ 商談会] 1事業者につき少なくとも1名とするが、事業者自身にて対応可能な場合は省略可能
- ・ 10月23日(金)の14~17時(予定)は「I 食品展」と「Ⅲ 商談会」が同時開催となるため、両会場にて販売や商談が滞りなく実施できるよう、通訳は重複させずに配置すること。
- ・ 通訳には、事前に出展商品や事業者などの情報をレクチャーし、販売や商談をスムーズに行えるようにすること。

#### ⑤三重県ブース装飾、搬出入等

- ・ 各イベント会場の会場管理者との連絡調整、三重県ブース展示装飾、搬出入、各種手続き等を行うこと。
- ・ 輸送した出展商品やサンプル、試食・試飲提供品、販促物等を適切に各会場に搬入すること。
- ・ 「I 食品展」での商品販売はキャッシュレス決済を基本とするため、キャッシュレス決済に対応できる端末等を手配すること。
- ・ その他イベントに必要な資機材・什器類等について、手配、保管、設営、撤去等を行うこと。なお、特定の商品販売に必要な特殊なものについては、出展事業者の負担としてよい。  
   [前回食品展の備品等オプション一覧]  
   <https://form.jotform.com/241645862233154>  
   ※変更や価格変動(5%程度)がある見込みですので、予めご了承ください。
- ・ 「I 食品展」では、実演販売や試食・試飲を必ず取り入れ、来場者の購買意欲を高められるようにすること。なお、必要な経費は、出展事業者の負担としてよい。
- ・ 「I 食品展」の基本的な会場設営・装飾は主催者が行うが、三重県らしさを備えた統一感のある装飾を加えること。
- ・ 「I 食品展」及び「Ⅲ 商談会」について、社名表示板や値札等、英語での必要な案内を行うこと。ただし、主催者により実詳細を検討中のため、必要な内容や数量などは、後日、県と協議のうえ決定すること。

#### ⑥アンケート等の実施

- ・ 「I 食品展」開催中、来場者に対してアンケートを実施するとともに、アンケートの謝礼としてノベルティを配布すること。アンケート回答数は300程度を目標とし、アンケート項目、ノベルティの内容は県と相談して決めること。
- ・ 「Ⅲ 商談会」では、商談状況を取りまとめ、県及び出展事業者に報告すること。
- ・ 各イベント終了後、出展事業者に対してアンケートを行うこと。アンケート項目は県と相談して決めること。

#### (4) 対象経費

対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

[想定される主な対象経費]

- ・ 県や出展事業者との連絡調整や対応に係る費用
- ・ 運営スタッフの人件費及び旅費

- ・ 通訳の person 費及び旅費
  - ・ 輸送、保管及び処分にかかる費用
    - ※ 行政側プロモーションイベント（「Ⅰ 食品展」オープニングイベント及び「Ⅲ 意見交換会」）に係る分のみ
    - ※ 「Ⅰ 食品展」及び「Ⅲ 商談会」に係る部分は出展事業者の負担としてよい
  - ・ 行政側プロモーションイベントで使用する試食・試飲提供品の購入費
  - ・ ブース装飾及び撤去にかかる費用（ブース設置や共通の装飾等、基本的な部分は主催者が負担）
  - ・ 備品レンタル費、消耗品購入費
  - ・ アンケートノベルティ購入費 など
- ※ 県職員及び出展事業者の渡航費については、各自が負担する。  
 ※ ブース代含む負担金は、別途県が直接全国知事会等に支払う。

#### (5) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

##### ① 委託業務実績報告書の内容

委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

##### ② 提出媒体

- ・ 紙（A4両面）：1部
- ・ 電子データ（PDF）

##### ③ 提出期限

履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

#### 5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

#### 6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵

守ること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。なお、必要がある場合は前金払をすることができるものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：田上、岡本

電話：059-224-2336 電子メール：export@pref.mie.lg.jp